

公共下水道台帳閲覧等事務取扱要領

平成25年10月28日下水道部長決裁（制定）

平成27年7月31日改正

平成29年4月1日改正

平成31年4月1日改正

令和元年5月1日改正

令和3年5月1日改正

令和4年5月6日改正

令和4年7月1日改正

令和5年4月1日改正

令和7年3月24日改正

公共下水道台帳閲覧等事務取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、公共下水道台帳閲覧等事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に定める事務を適正に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

（インターネット配信の対象としない地域）

第2条 要綱第2条に規定する別に定める地域は、次に掲げる地域とし、当該地域は、インターネット配信の対象としない。

- (1) 配信によって安全上の支障が生じる地域
- (2) その他管理者が指定する地域

（インターネット配信による閲覧等の方法）

第3条 要綱第3条に規定するインターネット配信による閲覧及び出力の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 閲覧は、請求者がインターネットブラウザ（以下「ブラウザ」という。）を使用して京都市上下水道局が管理するサーバにアクセスし、ブラウザに対象資料を表示させることにより行う。
- (2) 出力は、ブラウザを使用して前号の表示内容を請求者が所有するプリンタ等から印刷することにより行う。
- (3) 閲覧は、京都市上下水道局が管理する配信用機器の保守時間を除き、終日利用可能とする。
- (4) インターネット配信に係る問合せは、下水道部管理課にて受け付けるものとし、受付時間は、要綱第5条に準じるものとする。
- (5) インターネット配信の閲覧に係る同意事項は、別に定める。

(交付の方法)

第4条 要綱第3条に規定する所定の用紙は、A3判とする。ただし、やむを得ない場合については、A3判の大きさを超えない範囲の用紙とすることができる。

2 写しの交付請求があった日に当該写しを交付できないときは、当該請求があった日の翌日から起算して14日以内に交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、請求枚数が著しく大量である等の理由により写しの作成に時間を要するときは、請求があった日の翌日から起算して44日以内に交付するものとする。

(電磁的記録による写しの交付を行える者)

第5条 要綱第3条第2項に規定する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）による写しの交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 京都市内における地下埋設物の設置若しくは撤去又は大規模改修工事の施工に際し、公共下水道施設の防護のため地下埋設状況の調査を行う必要のある事業者であって、以下に掲げる者

ア 電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者、同項第11号に規定する送電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者

イ ガス事業法第2条第6項に規定する一般ガス導管事業者及び同条第8項に規定する特定ガス導管事業者

ウ 電気通信事業法第9条の登録を受けた同法第2条第5号に規定する電気通信事業者

エ 鉄道事業法第2条第2項に規定する第一種鉄道事業者又は同条第4項に規定する第三種鉄道事業を行う者及び全国新幹線鉄道整備法の規定に基づき事業を行う者

オ 軌道法第3条に規定する軌道経営者

(2) 公益上の目的で利用する場合であって、以下に掲げる者

ア 国家行政組織法に規定する国の機関

イ 国家行政組織法に規定する国の機関が所管する独立行政法人又は特殊法人

ウ 地方自治法に規定する本市以外の地方公共団体

エ 本市が出資する外郭団体

(3) 京都市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関

(4) 前3号に掲げる者のほか、特別の事情があると認める者

(閲覧等の請求)

第6条 要綱第7条第1項に規定する京都市上下水道局公共下水道台帳施設平面図閲覧簿の様式は、第1号様式とし、京都市上下水道局公共下水道台帳施設平面図

交付記録簿の様式は、第2号様式とする。

- 2 前条に該当する者が写しの交付を受けようとするときは、電磁的記録による公共下水道台帳図面交付事務取扱要領第4条に規定する方法によるものとする。

(閲覧等の集計及び報告)

- 第7条 閲覧等の件数は、公共下水道台帳閲覧等（月間）報告書（第3号様式）により月ごとに集計し、下水道部管理課長に報告する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要領は、令和4年5月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月24日から施行する。